

令和 6 年度 三郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務
委託仕様書

1. 業務の目的

本事業は、現行の「第 2 期 三郷町まちづくり総合戦略」が令和 6 年度で最終年度となること、令和 4 年 12 月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を国が策定したこと等を勘案し、デジタル施策による地方創生の更なる充実・強化に加え、切れ目なく事業の推進ができるよう「三郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定支援を行う。

策定にあたっては、本町が令和元年度に SDGs 未来都市に選定された計画（奈良県三郷町 SDGs 未来都市計画）の内容及び、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を大きな方向性とし、「三郷町スマートシティ構想」、「三郷町 DX 基本方針」等の計画を反映したものとする。

併せて人口ビジョンの時点修正（計画への反映）、現行の戦略における基本目標や重要業績評価指標（KPI）の達成状況等の検証も行き、「三郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略」がより地域の課題解決に直結し、実現性の高い計画となるよう策定の支援を行う。

2. 履行期間

契約締結日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

3. 業務内容

策定に必要な下記の業務について、総合的な支援を行うものとする。

①三郷町人口ビジョンの改訂（時点修正）

平成 27 年度に策定し、令和元年度に時点修正したビジョンから 5 年が経過し、その間の人口変動に合わせ、国から提供される人口推計データを活用し、人口ビジョンの見直しを行う。

なお、下記の人口ビジョンの見直しを実施するにあたり、「三郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略」へ統合し、内容を盛り込むものとする。

ア 人口の現状分析

人口動向分析

- ・総人口の推移と将来推計
- ・年齢 3 区分別人口の推移と将来人口
- ・出生数、死亡数、転入数及び転出数の推移

将来人口の推計と分析

人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

イ 人口の将来展望

将来展望、進めるまちづくりの方向性を分析・考察

②三郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定（計画期間 令和 7 年 4 月～5 ヶ年）

SDGs 未来都市の計画書及び第 2 期三郷町まちづくり総合戦略の検証を行い、令和 4 年 12 月に示された国の基本目標に沿って、新たな三郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定支援を行う。

【国が定める基本目標】

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

- 地方に仕事をつくる
- 人の流れをつくる
- 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 魅力的な地域をつくる

なお、国では 4 つの基本目標に向けた取組を実施するにあたり、デジタル実装の基礎条件整備として、以下の 3 つを推進

- デジタル基盤の整備
- デジタル人材の育成・確保
- 誰一人取り残されないための取組

ア 策定方針

本町においては、SDGs 未来都市の計画書及び第 2 期三郷町まちづくり総合戦略、三郷町スマートシティ構想等をもとに、国の基本目標等に沿って「三郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定するが、それに加え、町の方針についてヒアリングを行い、重点施策等を整理し、策定するものとする。

イ 講ずべき施策に関する基本的方向

アに定める方針にもとづき、政策分野ごとの基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向を整理する。

ウ 具体的な施策と客観的な指標

イに定める施策の基本的方向に沿って、各施策の効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに、客観的な重要業績評価指標（KPI）を整理する。

ただし、KPI の設定については、SDGs 未来都市の計画書において 2030 年の目標値等を定めているため、その目標値をもとに、指標の設定、また指標の追加を行うものとする。

エ 検討組織の運営支援

- ・有識者会議の運営支援

総合戦略の策定にあたり有識者会議を設置し、審議を行うことから、会議の開催支援、議事録要旨の作成を行う。(3 回程度開催)

※有識者は 10 名程度を想定している。

・策定委員会の運営支援

総合戦略の策定にあたり本町の職員で構成する策定委員会を設置し、検討を行うことから、会議の開催支援、議事録要旨の作成を行う。(3回程度開催)

・各課のヒアリング

総合戦略の策定にあたり各課の意見を反映するためにヒアリングを行う。(随時)

オ 住民の意見聴取

住民ニーズ、意見を反映するため、アンケートによる意見の集約を行う。

(住民アンケート発送：3,000件程度)

カ 総合戦略への反映

上記、アからオまでの内容を集約、整理し、総合戦略へ反映を行う。

なお、三郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略に加え、内容を要約した概要版の作成を行う。

4. 成果品

①三郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略・概要版(各1部)

A4、カラー印刷 各1部

CD-ROM等の電子データ 各1枚

②業務報告書

A4 1部

CD-ROM等の電子データ 1枚

5. その他

①業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

②本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、担当者と協議し指示を受けるものとする。

③委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。

④必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。

⑤委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。

- ⑥業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物について、三郷町が著作権を持つものとし、本町が自由に加工、複写、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。
- ⑦本業務の事業者は、公募型プロポーザルにて募集し、企画提案書等の提出を求め、総合的に判断して優先交渉権者を選定するものとする。選定した優先交渉権者とは、提案内容等を本仕様書に沿って協議し、協議が整い次第、随意契約により締結するものとする。
- ⑧その他、本仕様書の定めのない事項については、別途協議するものとする。